

## 北海道科学大学短期大学部単位互換に関する規程

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）学則第13条第3項及び第47条第2項に基づき、単位互換に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(単位の互換協定)

**第2条** 単位互換にあたっては、他の短期大学又は大学（以下「他大学」という。）と次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 出願期間及び出願手続並びに入学手続に関する取り扱いについて
- (2) 履修できる授業科目の範囲及び単位数について
- (3) 対象となる学生数について
- (4) 単位の認定方法について
- (5) 入学検定料、入学金、授業料等の費用の取り扱いについて
- (6) その他必要な事項

### 第2章 他大学の授業科目の履修

(出願手続)

**第3条** 前条に基づき、他大学の授業科目を履修しようとする学生は、所定の期日までに必要な書類を備え、学長に願い出なければならない。

(選考及び推薦)

**第4条** 学長は、前条による願い出があったときは、書類審査又は面接のうえ選考し、当該他大学長へ推薦する。

(推薦の取消)

**第5条** 学長は、推薦した学生が他大学の規則に違反又は他大学における履修を認めた趣旨に反する行為があったときは、当該他大学長と協議のうえ、前条の推薦を取り消すことができる。

(修得した単位)

**第6条** 学生が、他大学において修得した単位は、当該他大学長からの学業成績評価及び修得単位の報告に基づき、教授会の議を経て、本学の卒業要件単位としてこれを認めることができる。

2 前項により認められる単位数は、30単位を超えないものとする。

### 第3章 他大学学生の授業科目の履修

(入学選考)

**第7条** 第2条に基づき、他大学長から特別聴講学生として本学の授業科目を履修する学生の推薦があったときは、書類審査又は面接のうえ、教授会の議を経て選考を行う。

(入学手続)

**第8条** 選考の結果、合格通知を受けた学生は、所定の期日までに入学手続を行わなければならない。

(入学許可及び身分)

**第9条** 入学手続を完了した者へは、入学許可書及び特別聴講学生身分証明書を交付する。

(入学許可の取消)

**第10条** 学長は、特別聴講学生が本学の規則に違反又は本学における履修を認めた趣旨に反する行為があったときは、教授会の議を経て、当該他大学長と協議のうえ、前条の入学許可を取り消すことができる。

(履修期間)

**第11条** 特別聴講学生の履修期間は、6か月又は1年とする。

(履修及び単位修得の方法)

**第12条** 特別聴講学生の履修及び単位修得の方法は、学則の定めるところによる。

2 修得した単位について学長は、当該他大学長に対し、学業成績評価及び修得単位を報告する。

(入学検定料・入学金・授業料等の費用)

**第13条** 特別聴講学生の入学検定料・入学金・授業料等の費用については、別に定める。

#### 第4章 雑 則

**第14条** 特別聴講学生については、この規程に定めるもののほか、学則及び諸規程を準用する。

(庶務)

**第15条** 単位互換に関する庶務は、短期大学部事務課がこれにあたる。

(規程の改廃)

**第16条** この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成7年4月1日から施行する。

### 第3編短期大学部 4-05 単位互換に関する規程

- 1 この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。